

令和 7 年 第 6 回 定例会
(2 日目)

津別町議会議録

令和 7 年第 6 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 7 年 9 月 3 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 7 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 令和 7 年 9 月 19 日 午前 11 時 47 分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職　　名	氏　　名	出欠	職　　名	氏　　名	出欠
町　　長	佐藤多一	○	監　　査　委　員	藤村　勝	○
教　　育　長	近野　幸彦	○	選　　挙　管　理　委　員　會　委　員　長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職　　名	氏　　名	出欠	職　　名	氏　　名	出欠
副　　町　長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	谷口正樹	○
総　　務　課　長	森井研児	○	生涯学習課長補佐	坂井隆介	○
総　　務　課　長　補　佐	高橋洋行	○	監査委員事務局長	斎藤尚幸	○
住　　民企画課　長	迫田久	○	監査委員事務局次長	松木紀幸	○
住　　民企画課　参　事	加藤端陽	○			
税　　務　財　政　課　長	菅原文人	○			
税　　務　財　政　課　長　補　佐	小西美和子	○			
保　　健　福　祉　課　長	仁部真由美	○			
保　　健　福　祉　課　長　補　佐	兼平昌明	○			
保　　健　福　祉　課　主　幹	向平亮子	○			
保　　健　福　祉　課　主　幹	丸尾美佐				
産　　業　振　興　課　長	石川勝己	○			
産　　業　振　興　課　長　補　佐	渡辺新	○			
建　　設　課　長	中橋正典	○			
建　　設　課　長　補　佐	土田直美	○			
会　　計　管　理　者	丸尾達也				
庶　　務　係　長	成田ゆかり	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職　　名	氏　　名	出欠	職　　名	氏　　名	出欠
事　　務　局　長	斎藤尚幸	○	総　　務　係	松嶋祥己	○
総　　務　係　長	寺田好	○			

会議に付した事件

日程	区分	番号	件名	顛末
1			会議録署名議員の指名	6番 佐藤 久哉 7番 高橋 剛
2			諸般の報告	
3	同意	5	津別町教育委員会委員の任命について	
4	諮詢	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
5	議案	40	津別町職員の育児休業等に関する条例及び津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	"	41	津別町簡易水道事業給水条例及び津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
7	"	42	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
8	"	43	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
9	"	44	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
10	"	45	令和7年度津別町一般会計補正予算（第3号）について	
11	"	46	令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
12	"	47	令和7年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
13	"	48	令和7年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
14	"	49	令和7年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
15	"	50	令和7年度津別町下水道事業会計補正予算（第2号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
16	認定	1	令和6年度津別町一般会計決算の認定について	
17	〃	2	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
18	〃	3	令和6年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
19	〃	4	令和6年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
20	〃	5	令和6年度津別町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
21	〃	6	令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定について	
22	意見書案	12	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について	
23	〃	13	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書について	
24	〃	14	核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書について	
25	報告	7	令和6年度財政健全化判断比率の報告について	
26	〃	8	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
27	〃	9	株式会社相生振興公社の経営状況について	
28	〃	10	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
29	〃	11	例月出納検査の報告について(令和6年度5月分、令和7年度5月分、6月分、7月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

6番 佐藤久哉君 7番 高橋剛君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斎藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第1回目の報告から本日まで議会の動向につきましては、お手元に配付の第2回報告書のとおりであります。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第5号

○議長（鹿中順一君）　日程第3、同意第5号　津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君）　ただいま上程となりました、同意第5号　津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

現教育委員の中で、松平範慶氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますので、再度、松平範慶氏を津別町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、松平氏は人格、見識はもとより、平成17年10月より現在まで5期20年にわたり教育委員を務められ、経験も豊富であることから適任であると判断させていただいたところであります。

なお、住所および生年月日は議案書に記載のとおりであります、任期は令和7年10月1日から、令和11年9月30日までの4年間となります。

以上、ご説明といたしますので、ご同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

4番、山内彬君。

○4番（山内　彬君）　今回の任命について、改めてお伺いをしたいと思います。

この教育委員会の委員の主な仕事についてお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　教育長。

○教育長（近野幸彦君）　教育委員会の委員の仕事につきましては、教育委員会全般にわたる内容について、教育委員会議の中でいろいろ協議しながら進めているものであります。

○議長（鹿中順一君）　4番、山内彬君。

○4番（山内　彬君）　教育長の全般というのはわかるんですけども、この教育委員会の委員については、おそらく教育の関係の全般にわたって審議されると思いますけども、特に、年間的に、計画的に仕事をやられているのか、もしくは、そういう案件

が起きたことに応じて開催されているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 教育委員会議につきましては毎月開催されておりまして、臨時に必要な時には開催しますけども、毎月の開催で、ほぼ済んでいるという状況であります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めるについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めるについて、説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いた上で推薦を行い、法務大臣が委嘱するものです。

本町では、現在3名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、そのうちの1名、松田真理氏が今年末で任期満了となりますことから、継続して松田真理氏を推薦しようとするもので、生年月日および住所は議案書に記載のとおりであります。

松田氏はご承知のとおり、平成20年から教育委員会委員を務め多大なご活躍をされ

ている方でございますが、既に、令和5年から人権擁護委員として経験を重ねており、活動実績は申し分なく、再任の年齢基準も満たしていることから人権擁護委員の適任者として再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日からの3年間となります。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は適任であると答申することに決定しました。

◎議案第40号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第40号 津別町職員の育児休業等に関する条例及び津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第40号についてご説明いたします。

まず資料により説明しますので、資料の2ページをお開きください。

本件につきましては、同一の法改正に基づくものですので、一括条例として提案させていただきます。

改正理由としましては、昨年8月の人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で明らかにされた、仕事と生活の両立支援の拡充について、関連する法律や人事院

規則等が改正されたため、国の通知に基づき改正をさせていただくものになります。

改正内容につきましては、部分休業の取得パターンの多様化が主なものとなっており、従来の部分休業を第1号部分休業とし、1年につき10日相当の時間の範囲内で取得できるものを第2号部分休業として新設していくものになります。

また、部分休業は、勤務時間に引き続いて取得することとしていましたが、国家公務員において、その取り扱いが撤廃されたため、それに倣い部分休業の取得可能時間帯の制限を廃止しております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、津別町職員の育児休業等に関する条例、新旧対照表をご覧ください。

第16条第2号では、人事院規則改正を踏まえ、部分休業を請求できる非常勤職員について、勤務日ごとの勤務時間を考慮要素から削除しております。

17条第1項から第3項の部分休業を第1号部分休業に改正し、第17条第1項では、部分休業の取得可能時間帯の制限を廃止しております。

3ページに移りまして、第17条の2では、第2号部分休業についての規定を新設し、4ページから5ページに及びますが、第17条の3から第17条の5および第19条では、法改正に伴い規定をさせていただいております。

5ページの第18条では、引用規定を改正しております。

続きまして、津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表については、法改正による部分休業の多様化に伴い、第18条第2項の規定を改正させていただいております。

それでは、議案にお戻りいただきます。

ただいまご説明した内容を条文化したものとなります。

附則としまして、この条例は、令和7年10月1日から施行することとし、経過措置としまして、令和7年度内の第2号部分休業の取得時間の上限について所要の措置を規定しております。

以上、議案第40号の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第41号 津別町簡易水道事業給水条例及び津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第41号についてご説明いたします。

説明資料の7ページをご覧ください。

改正理由としまして、標準下水道条例等の改正に伴い、災害時等において、他の市町村長等が指定したものによる給水装置および排水設備工事の実施を可能とすることで、早期復旧および工事の適正な実施を図るため条例改正を一括して行うものです。

改正の内容につきましては、災害その他非常な場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が工事を行うことができるよう規定を追加します。

新旧対照表により説明いたします。

簡易水道事業給水条例について、第6条にただし書きとして、災害その他非常の場

合において、管理者が必要があると認めたときは、他の市町村長等が指定をした者が給水装置工事を施工することができるよう規定を追加いたします。

8ページをご覧ください。下水道条例について第7条に同様に災害その他非常の場合に、他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせることができるように、ただし書きを追加いたします。

それでは、議案書にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を改正条文として整理したものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第41号の内容につきましてご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号～議案第44号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第9、議案第44号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第9、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第42号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第42号、43号、44号について一括してご説明させていただきます。

資料により説明いたしますので、9ページをお開きください。

3議案とも変更理由としましては、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散、脱退することとなり、関連する規約等を変更する必要が生じたためということです。

最初に、議案第42号は、資料9ページから10ページになりますが、新旧対照表の別表第1および別表第2にて、当該団体を削るもので

こちらの議案にお戻りいただきまして、ただいま説明した内容を条文化したものとなります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による、北海道知事の許可の日から施行するものです。

続きまして、議案第43号は資料11ページになりますが、新旧対照表の別表の（2）にて当該団体を削るものとなります。

こちらも議案にお戻りください。

ただいまご説明した内容を条文化したものになりました、附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するものです。

最後に、議案第44号は資料12ページになりますが、新旧対照表の別表第1にて当該団体を削るものとなります。

こちらも議案にお戻りください。ただいまご説明した内容を条文化したもので、附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日

から施行するものです。

以上、議案第42号、43号、44号のご説明を一括していましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 10、議案第 45 号　令和 7 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん）　ただいま上程となりました、議案第 45 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において標準報酬月額の定時改定、新規採用職員の格付けの決定、退職手当組合追加負担金の増額など、給与費を中心とした補正予算となります。

給与費につきましては、一般会計では 1,167 万 2,000 円の増額、特別会計および企業会計を含めた全会計合計では、1,247 万 2,000 円の増額となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 3,012 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 92 億 8,201 万 7,000 円とするものです。

第 2 項および第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 7 ページから 8 ページをご覧ください。

なお、給与費については、冒頭に説明したとおりですので、各款項における説明は割愛させていただきます。

款 2 総務費、下段の項 2 地域振興費、目 1 企画総務費ふるさと納税推進経費は、次ページにわたりますが、企業版ふるさと納税のマッチング会へ参加するための旅費などで 19 万 3,000 円の増額です。

9 ページから 10 ページをご覧ください。

目 2 企画開発費、開発調整業務は上半期に引き続き実施する、東京を拠点としたタウンプロモーション推進事業に係る上半期分の旅費で 189 万 6,000 円の増額です。

目 4 公共交通対策費、公共交通対策経費は、コミュニティバスステップの修理費で

15万5,000円の増額です。

11ページから12ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、障害者総合支援事業経費は次ページにわたりますが、障害福祉システム改修に係る負担金および過年度事業超過交付返還金で437万1,000円の増額です。

13ページから14ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金は、給与費分の増額です。介護保険事業特別会計繰出金は、低所得者保険料軽減負担金に係る歳入について一般会計で収入し、特別会計へ繰り出しを行うべきところを特別会計で予算計上をしていたことから修正を行うもので、給与費分の増等と合わせ555万円の増額です。重層的支援体制整備事業は、国および道の基準額改定に伴い、委託料で49万円の増額です。

目4国民年金費、国民年金事務経費は、年金生活者支援給付金の支給判定システムの改修に係る負担金で14万3,000円の増額です。

15ページから16ページをご覧ください。目5老人福祉費、介護サービス支援事業は、い町の園およびデイサービスセンターの設備修繕に係る補助金で64万3,000円の増額です。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業は、国および道の補助基準額改定に伴う委託料の増額と、過年度事業超過交付返還金で計186万1,000円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、17ページから18ページになります。目3環境衛生費、簡易水道事業会計繰出金および、その下の下水道事業会計繰出金は、給与費分の増額です。

最下段の項2清掃費、目1塵芥処理費は19ページから20ページをご覧ください。リサイクル施設管理経費は、リサイクルセンターの電動シャッター修繕を予算流用にて対応したための流用元補填等で99万円の増額です。

款6農林業費、項2林業費、21ページから22ページになります。目2林業振興費、林業振興対策補助費等は、熊出没に伴う出勤手当および捕獲頭数の増加による報償費の増額と、流用元補填で89万6,000円の増額です。木材工芸館整備事業は、株式会社

ポケモンが北海道との包括連携協定により、地域活性化の一環として進めている、ポケモンマンホール「ポケふた」が当町に贈呈されることから、設置に係る工事費で30万8,000円の増額です。

23ページから24ページをご覧ください。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、次ページになります。小学校施設管理経費は、校内トイレの小便器センサー不良による修繕で36万4,000円の増額です。

項3中学校費、目2教育振興費、その他中学校教育振興経費は、給与費と同様に臨時教職員の退職手当組合追加負担金で17万8,000円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金は、先ほど歳出の介護保険事業特別会計繰出金で説明いたしました国庫負担金の増額です。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、それぞれ歳出で説明しました事業に係る補助金の増額です。

項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金、年金生活者支援給付金は、歳出で説明のシステム改修に係る委託金の増額です。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、国庫負担金と同様の理由による増額です。

項2道補助金、目1総務費道補助金、電源立地地域対策交付金は、交付決定により10万円の減額です。目2民生費道補助金、子ども・子育て支援交付金と重層的支援体制整備事業交付金は、国庫補助金と同様の理由による増額です。

目4農林業費道補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、交付決定により403万円の減額です。

款19繰越金、前年度繰越金は、一般財源不足分の増額です。

款20諸収入、項4雑入、5ページから6ページになります。

目5過年度収入は、障がい者自立支援給付費国庫負担金および児童手当の国費、道費負担金の令和6年度分の金額確定による増額です。

目 6 雑入のその他は、リサイクルセンター電動シャッター修繕に係る人材活用センター負担分として 49 万 5,000 円の増額です。

款 21、項 1 町債、目 3 農林業債、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、道補助金の減額に伴い 390 万円の増額です。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となるものです。

第 2 条は地方債補正で、4 ページほど進みまして、第 2 表のとおり 1 事業の限度額を変更し、補正後の限度額を 20 億 5,650 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、21、22 ページの林業振興対策経費の関係でございますが、熊駆除対策で、多分熊の駆除が今多いということで補正がかかっているんだと思うのですが、私が聞いた段階では 20 頭を超えてるという話があったんですが、現在、町で熊駆除の頭数が何頭ほどなのか。また、これから冬眠にかけて、まだ捕獲、駆除のシーズンも続くと思いますが、見込みとして、この補助、補正をされるわけですが、どのぐらいの頭数を見込んで、この予算組みをしているのか、まず 1 点お聞きしたいと思います。

2 点目は、その下段の木材工芸館整備事業の工事の関係でございますが、贈呈されるということで、その現物自体はいただけるということで、それをはじめ込むのかなというふうに思うんですが、そうであれば、この 30 万円ほどの経費は一体何の、その設置に係る部分の経費なのか、お聞きしたいと思います。

最後に確認も含めて 3 点目なんですが、歳入の部分で、3 ページ、4 ページ、農業水路等の長寿命化で 400 万円ほど減額になっております。続きまして 5 ページのほう

で同じ項目で農業水路の関係で 390 万円ほど増額になっていきます。確認も含めてですが、この関連についてあればお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず熊駆除についてお答えいたします。

熊駆除の予算につきましては、当初、捕獲頭数を 20 頭、こちら 5 万円を 20 頭ということで 100 万円。あわせまして出動要請がありまして、そこに手当がつきますので、40 名分、こちら 1 万 2,000 円を計上しております、原計 148 万円でした。現状、熊の頭数が、質問ありましたとおり 20 頭を既に超えておりまして、現在で 30 頭という捕獲頭数となっております。この 30 頭というのは、これまで記録のある中で、大昔といいますか、春熊をやっていたころは、もしかしたらもうちょっととれていたのかもしれないんですが、春熊駆除をやめてからの記録の中では、30 頭というのは最も多い数字となっております。

これにつきまして予算を補正したところなんですが、実は、今回の補正で 20 頭のところを 30 頭にするための 10 頭プラス、出動日 20 人工分の 24 万円ということで、合わせて 74 万円を計上しているんですが、既に 30 頭に達しております。

ただ、この出動の要請等のその部分で、熊が今後とれたとしたら、その部分から、ちょっとお金をやりくりできるというふうには考えております。

今後の熊のとれる見込みですが、熊がとれるのは、一般的には 6 月、7 月の熊が移動する時期、雄グマが親子グマを追っかけて、その追われた熊、あるいは若い熊が畑とか、人の見える所に逃げてくるということが多いということで、そこがピークとなっております。ただ現状としましては、まだ畑にビートですとか作物がありますので、そういうものを狙って熊が出てくる可能性はあります。ですので、これからまだ数頭はとれるんじゃないかなというふうには考えております。

続きまして、ポケモンの「ポケふた」についてですが、30 万円を計上しているのは、マンホールは寄贈していただくんですが、こちらのほうを木材工芸館の所に設置したいと考えております。その部分を整備して、きれいに飾れるような形にするための工事費として 30 万円計上しております。

続きまして、農業水路長寿命化・防災減災事業につきまして、こちらにつきましては当初見込んでいた補助額が満度につかなかったということで、その部分の負担分を町債のほうで財源を切り替えるということで、そういうふうになっています。ちょっと金額に差額がありますが、対象となるものが町債の対象とならない部分を含めてちょっと減額となるような形となります、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 熊の関係でございますが、今、説明いただいたとおり頭数が多いということで、今後はとれる頭数は、これからはそんなに多くないという見込みなのかなというふうにお聞きしました。それにおいても今年度、見込みより、例年より大分多いということで、町の中でもキャンプ場周辺に熊の出没の関係が幾度かあつたかなと思いますが、その原因について課のほうでは、今回こういう形で熊の出現が多いということについて、何か原因は押さえているのか。また今後も続くと考えているのかお聞きしたいと思います。

あと、改めてマンホール蓋の設置でございますが、確認になりますが、設置の部分では大きな費用ではなく、それを飾るというか、それを見せるための加工の部分というか、それに付加する部分で、この30万円が使われるということでおよろしいのか、確認をさせてください。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） すみません、熊駆除の件につきましては、この原因というのが、やはりなかなか熊の気持ちになってみるとわからない部分もあるんですが、全国、全道的な課題となっております。これがなかなか、その熊の生態がどういうふうに変わっているのかとか、その熊が実際にどれだけの生息数がいるのかというのは、あくまでも推測値でしかなくて、その部分が明らかになっていない部分もございます。ですので、熊が増えているのか、あるいは熊の性格が変わって、人を恐れないようになっていて人里に出てくるのか。そういう2点とかが考えられるんですが、そういったことが要因となって熊が出てきているのではないかというふうに考えております。

あわせまして今後ですが、おそらくは、この熊が出没する件数が減るということは

ないんじゃないかなというふうに考えています。熊が育てる子どもの数というのは、一般的には2頭というのが一般的ですが、子どもを3頭連れている熊というのも全道で結構見られているという話を聞いておりますので、熊にとって生活しやすい環境になってきているのかどうかというのは、ちょっとなかなかわからないんですが、そういうことで今後もこの熊が増えて人里に出てくるというのは、おそらくは増えていくだろうというふうに考えていいかなきやいけないかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） 私のほうから、ポケモンの蓋の関係についてお答えをしたいと思います。

マンホール蓋は規格に沿った普通のマンホールの蓋に、カラーでポケモンのキャラクターがデザインされて、津別町独自のものというふうになります。既存のマンホールの蓋の所に置き換えるのではなくて、せっかくのものですので、たくさんの方に見ていただきたいということで、今、木材工芸館の入り口付近に設置を考えています。ですから、マンホールというか、その下が無い、普通の地面の所を加工してはめ込むという形で考えています。そのための工事費で30万円ほどという補正です。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 最後に1点確認なんですが、そのマンホール蓋を寄贈されるにあたって、今の説明であると、実際マンホールの蓋としては利用しないという形になるかと思うんです。これ寄贈されるにあたって、そういう使い道については指定がないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） 規定はございません。逆に、今、何箇所か全国で自治体のほうに寄贈されているんですが、多くは観光の名物という形で既存の所にはめ込むのではなくて、観光地だと観光施設の付近に設置している所が多くなっています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、山内彬君。

○4番（山内彬君） 峴出の10ページについて、企画開発費の企画開発業務、旅費の件ですけども、4月からこの業務を行っておりますけども、今回189万6,000円を補正されております。4月からやっているんですが、これから最も津別町として力を入れる、東京のほうに出向いて仕事をしておられるようすけれども、それあたりについてお伺いしたいのと、今後の見込みについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） まず、実際実施している内容といいますか、9月1日の委員会でも申し上げたところですけれども、基本的には、目指すところは企業がたくさんあります。大きな企業から小さい企業までたくさんございますが、これらの企業と、まずは津別町というものを知っていただくという部分でプロモーションをすると。中には、もう既にいろんな寄附のお話や、一緒に事業をしませんかというお話も幾つかいただいているところでございます。そういうところの、まず企業との結びつき。ゆくゆくは、そこから長い時間がかかるかもしれません、ふるさと納税の企業版の話もしていって、基本的には長い付き合いをしていくような事業者さんと結びつく、そのような活動をしてまいるところでございます。

また、いわゆる喫緊といいますか、今後行うものといたしましては、企業様とのつながりを求めるのは従前どおりやりながら、今度は、いわゆる個人といいますか津別のファンをつくるという意味で、今後11月もしくは12月にかけてイベントを開催しようと考えております。

こちらは、いわゆる関係人口創出、また2地域居住とかに興味のある方に集まっていただくようなイベントを考えてございます。

そのほか、せっかく東京に、いわゆる職員を年間の3分の1程度配置するというところもありますので、例えば、今度行われます東京つべつ会とか、そこに出向いて、またPRをしながら、津別の町がどういうふうに変わっていったというところも報告してほしいというところもあったので、そういうような業務も行ってまいりたいと考えております。

あと、いろんな意味で既につながっている人材、例えばH A L C C、いわゆる北大生の課外活動団体のO B、O Gとかにも連絡をとりながら、今、コミュニティをつくるような形で、そういうような活動を地道にといいますか、こつこつと重ねていきたいというふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内彬君） 活動内容を含めて今お伺いしたわけなんですけれども、一般的な町民については、都市部との情報のやり取りというのはなかなか難しい状況にあるかと思います。担当は町のホームページなんかを通じて活動内容を出されているようなんんですけども、できれば町民対象、企業対象含めて、ある程度定期的に面談を含めた形の報告会的なものを開催してはどうかというふうに思います。

なぜかというと、やはり企業版のふるさと納税もしかり、津別町として、ふるさと納税について力は入れているんですけども、伸び悩んでいるような状況があります。やはり町民の応援もいただかなければ、なかなか伸ばすというのは難しいかなという感じがありますので、それあたりについて、ぜひとも先ほど申し上げた件について実施していただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） こちらに関しましては、ホームページといいますか、簡易ホームページで職員と議員の皆さんにURLを提示いたしまして、見られる状況にはなっていますが、今おっしゃったように一般の方も見られるような形式のものを、今、作成中でございますので、こちらできましたら広報、過去にも広報で東京事務所を開設しますというお知らせはしたところですけども、ホームページができましたというところをお知らせしていきたいと考えております。

また、いわゆる対面での報告会といいますか、こちらもちょっとタイミング的にはいつということは申し上げられませんけれども、ある程度、成果がまとまったような段階で、そういう報告会ということも検討してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第46号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第46号 令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第46号についてご説明をいたします。

補正条文です。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,679万7,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどのご説明といたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は給与費の補正で5万6,000円の増額です。

項2徴税費、目1賦課徴収費は、少子化対策に係る経費を全世代、全経済主体で負担する、子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修の負担金で34万1,000

円の増額です。

続いて歳入になります。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入につきましては、歳出で説明いたしました内容に係る補正ですが、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業のシステム改修費用全額が国庫補助の対象となりますので、歳出額同額の34万1,000円の増額となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（鹿中順一君）　日程第12、議案第47号　令和7年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん）　ただいま上程となりました、議案第47号についてご説明をいたします。

補正条文です。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ33万円を追加し歳入歳出予算の総額を1億1,103万円とするものです。

第2項につきましては、後ほどのご説明をいたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費、項2徴収費、目1徴収費は、国民健康保険特別会計予算と同様に、子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修の負担金で33万円の増額です。

続いて歳入になります。

3ページ、4ページにお戻りください。

款5国庫支出金、項1国庫補助金、目1民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業のシステム改修費用として、歳出同額の33万円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を、款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第48号 令和7年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第48号についてご説明申し上げます。

補正条文をご覧ください。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額に1,926万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億8,056万3,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明をいたします。

はじめに、歳出から説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。

5ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与費は、職員手当等の改定に伴い51万9,000円と、下の総務一般事務費につきましては、金融機関における預貯金調査手数料の改定に伴う2万円の補正で、合計53万9,000円増額です。

次に、下段、項3介護認定審査会費から、飛びまして9ページ、上段の目1特定入所者介護サービス費までは、財源内訳の変更によるもので、補正額はありません。

9ページ、款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、前年度実績に基

づく低所得者保険料軽減負担金の追加交付分を、今後の保険給付に備えるため基金に積み立てる補正で4,000円の増額です。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目1国庫支出金等償還金は、前年度実績に基づく介護給付費負担金等の超過交付分の返還に対する補正で、1,872万円の増額です。

続いて、歳入をご説明いたします。

3ページにお戻りください。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目2低所得者保険料軽減負担金は、計上誤りによる予算科目の修正として372万7,000円の減額です。

項2国庫補助金、目7新しい地方経済・生活環境創成交付金は、美幌町と大空町、そして津別町で構成する、美幌地域3町介護認定審査会において、ペーパーレス化によるタブレット導入に伴うDX事業に対する補助金として、58万3,000円の増額です。

款4道支出金、項1道負担金、目2低所得者保険料軽減負担金は、先ほど申しました国庫負担金と同様に、計上誤りによる予算科目の修正として186万3,000円の減額です。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、預貯金調査に伴う銀行手数料の改定分2万円の増額と、給与改定に伴う繰り入れ分、51万9,000円の増額から、先ほど申しましたDX事業に係る交付金の確定に伴う、一般会計からの繰入額58万3,000円を減額し4万4,000円の減額です。

目5低所得者保険料軽減負担金につきましては、先ほど申しました、国庫ならびに道費の予算計上誤りによる一般会計からの繰り入れとして559万円のほか、過年度追加交付分4,000円を加えた補正で、559万4,000円の増額です。

項2基金繰入金、目1基金繰入金については、前年度実績に基づく介護給付費負担金ほか交付金の超過交付分の返還に伴う繰入金として1,872万円の増額です。

最初の補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を、次ページの第1表で款項ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 9分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第49号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第49号 令和7年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第49号についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出における収入につきましては、水道事業収益を24万2,000

円増額し、2億3,965万5,000円とし、支出の水道事業費用を10万9,000円増額し、2億762万5,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費において、人事異動に伴う企業職員の給料等の補正で10万9,000円の増額です。

収入につきましては、款1水道事業収益、項3営業外収益、目2他会計繰入金で、一般会計繰入金が給与費の増額に伴い24万2,000円の増額です。

3ページはキャッシュ・フロー計算書となります。

今回の補正で、最下段の資金期末残高につきましては、234万1,000円の減額となり、6億6,522万8,000円となります。

4ページから6ページは貸借対照表です。

今回の補正により、4ページに流動資産の（1）現金預金が6億6,522万8,000円となり、資産合計は31億974万3,000円となりました。

条文にお戻りください。

第3条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費を10万9,000円増額し、2,100万7,000円とするものです。第4条他会計からの繰入金及び補助金につきましては、一般会計からの繰入金を職員給与費に充てるものを、24万2,000円増額するものです。

以上、議案第49号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 50 号 令和 7 年度津別町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 50 号についてご説明申し上げます。

第 2 条収益的収入及び支出における収入につきましては、下水道事業収益を 11 万 6,000 円増額し、5 億 270 万 8,000 円とし、支出の下水道事業費用を 11 万 6,000 円増額し、4 億 9,497 万 9,000 円とするものです。

2 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費は、企業職員の負担金等の確定により法定福利費が 1 万 2,000 円、負担金が 10 万 4,000 円の増額です。

条文にお戻りください。

第 3 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費を 11 万 6,000 円増額し、573 万 7,000 円とするものです。

第 4 条他会計繰入金及び補助金につきましては、一般会計からの繰入金を職員給与費に充てるものを 11 万 6,000 円増額するものです。

以上、議案第 50 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、認定第1号 令和6年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第21、認定第6号 令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件は、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、認定第1号から、日程第21、認定第6号までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

これら6件については、会議規則第39条第2項の規定により、内容の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定しました。

監査委員の意見書は、別紙配付のとおりでありますのでご承知おきください。
お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか、意見を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴光政君）　ただいま上程となりました、決算認定のための審査については、昨年同様に議長および議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　ただいま、巴光政君から一般会計ほか特別会計の決算認定については、議長および議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立了しました。

したがって、ただいまの巴光政君の動議を議題とします。

本動議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長および議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長および議会選出の監査委員を除く議員全員を指名したいと思います。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午後 11 時 26 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（齊藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。

委員長には巴光政議員、副委員長には細川博行議員が選出されたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎意見書案第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、意見書案第12号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第12号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について、全文を読み上げ提案説明いたします。

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッショングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上および国際競争力の強化や、激甚化、頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取り組みをより一層推進するため、次の6項目について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣です。

皆さまのご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、意見書案第13号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） 議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第13号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書について、全文を読み上げて提案にかえさせていただきたいと思います。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込んだ。

OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されている。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められている。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきた。しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増となる。日本小児科医会からは「保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化の中、『子育て支援』策として全国的に広がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し『子育て妨害』です」という指摘がされている。

国民の2人に1人が罹患していると言われている「花粉症」の患者や、1,000万人を超えている「変形性膝関節症」の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねない。

よって、政府は医療費削減ありきではなく、全ての国民が必要な医療を受けることができるよう、OTC類似薬の保険適用除外を進めないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上、説明いたしましたので、皆さまの賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、意見書案第14号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第14号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書について、前文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が令和3年1月22日に発効した。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した禁止条約は、令和6年9月時点で、94の国と地域が署名、73カ国が批准しており、「核なき世界」を求める声が広がっている。

条約は、核兵器について破壊的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「惡の烙印」を押した。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものになっている。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものである。

令和4年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略にあわせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一だ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行った。また、令和5年にはパレスチナがガザ地区への攻撃を行っているイスラエルの閣僚が、ガザ地区への核兵器の使用を「選択肢の一つ」と発言した。

核兵器の存在によって、人類の生存が脅かされていることは明白になっており、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。

こうした中で、令和6年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんがあらの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。

今こそ、日本政府は核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。

以上、読み上げて説明にかえさせていただきましたので、皆さまの賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、報告第7号 令和6年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第8号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第27、報告第9号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、令和6事業年度事業報告及び決算、令和7事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 28、報告第 10 号　北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。

町長から、令和 6 事業年度事業報告及び決算、令和 7 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 号の 3 第 2 項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 29、報告第 11 号　例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 6 年度 5 月分、令和 7 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君）　以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これで令和 7 年第 6 回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 47 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員